

不適正事務処理の状況と原因・理由について

不適正事務処理の状況		左の事項の原因	左の理由	左の理由
政策局	委託業務について、業務の一部が履行期間までに終了せず、繰越手続きを行わずに年度を跨いで業務を継続した。(2件)	<p>報告書や計画書の印刷に係る校正の時間が十分に確保できなかった。</p> <p>以下のような具体的な対応を行わなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の繰越明許 ・契約変更(印刷業務の部分を中止) ・校正が未了の段階で印刷(正誤表での対応)など 	<p>作業方法等の具体的な検討、庁内各課との調整等に時間を要し、徐々に業務全体に遅れが生じた。</p> <p><予算の繰越明許></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初提出期限の12月時点では履行期間までに終了しないことが明らかではなかった(期限内完了を目指していた)。 ・繰越明許の議案として2月議会への追加提出も考えなかつた(庁内の業務の遅れでは理由にならないと認識していた)。 <p><契約変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者との合意が必要であり、翌年度に印刷の予算措置もない状況であった。 <p><正誤表対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・修正が相当程度生じることが想定され、成果品として相応しくないと考えた。 <p>期限内に終了させるよりも、精度の高いものをつくることを優先させてしまった。</p>	<p>総合振興計画基本計画の全面改訂及び実施計画の中間見直しは本市として初めての業務であり、試行錯誤を重ねながら進めていた。</p> <p>・業務に遅れが生じた場合の、その段階ごとの対応策を想定していなかった。</p>
市民・スポーツ文化局	<p>平成23年度から24年度の2か年度にまたがる業務委託契約(※)において、23年度の部分払いに係る業務が納入期限までに完了しないにも関わらず、期限延長の契約変更の手続きを行わないまま、完了したこととして処理してしまったもの。(2件)</p> <p>※区民課窓口の繁忙期及び住民基本台帳法の改正に伴うシステム改修等の時期を回避するためコンビニ交付開始日を24年11月1日と設定し、契約時期を23年10月とする、2か年度にまたがる事業とした</p>	期限を24年度に延長する契約変更を行うためには、予算の裏付けが必要となるため。	<ul style="list-style-type: none"> ・10月予定の契約時期が、仕様変更が必要となつたことにより1月にずれ込んだが、その後の進捗を把握していなかつたため。 ・業務が完了しないことが明らかになったのが3月中旬であり、繰越明許の手続には間に合わず、また、事故繰越の条件にも合わないと思い込んだため。 	<p>年度を越えても業務を完了して、支払うしかないと考えてしまった。</p> <p>・仕様変更による契約の遅れを取り戻せると思っていた。</p> <p>・業務の遅延に対応するにあたり、予算執行の原則に対する認識が甘かった。</p>
都市局	<p>契約の履行期限までに完了せず、年度を越えて事業を継続した。(65件)</p> <p>年度内完了であるが、履行期限までに完了せず、期限を越えて事業を継続した。(11件)</p> <p>緊急修繕において、期日までに必要となる事務処理を怠った。(29件)</p>	<p>適切な業務配分を行なわず、当該事務が集中した。</p> <p>適切に工期延長の手続きをとらなかった。</p> <p>事後の事務処理を怠っていた。</p>	<p>管理監督職員が、予算執行状況の確認を怠った。</p> <p>・修繕業務さえ完了すればよいと考えていた。</p> <p>・契約行為に基づく手続きの重要性についての認識の欠如。</p>	<p>台帳による業務の進行管理がなされていなかった</p> <p>・台帳による業務の進行管理がなされていなかった。</p> <p>・修繕業務が実施され、最終的に予算が執行されれば許された職場の風土。</p>
緑区役所	履行期間までに完了せず、また繰越手続きを行わずに事業を継続した。(1件)	<p>・当該事業契約において2度の入札不調により、年度内の完了が困難となった。工期が年度をまたぐことについての問題意識はあつたが、安全確保のため修繕を行いたいとの一念から事業を継続してしまった。</p> <p>・事故繰越等の手続きを行わなかった。</p>	<p>・24年度当初予算要求で予算が確保できなかつたことを踏まえ、ここで実施しなければ、この先事業が行えないとの認識であった。</p> <p>・事故繰越は、風水害などの場合に限られるものと認識していたため、事業を進めるためにどうすべきかを関係所管に相談せずに、独自の判断で事業を継続してしまった。</p>	事務手続き上の理解不足があった。
教育委員会	履行期間までに完了せず、また繰越手続きを行わずに修繕を行つた。(128件)	<p>履行期間をあらかじめ確定して、計画的に実施することが難しい。</p> <p>発注したまま、工程管理しなかつた。</p>	<p>学級数などは住民基本台帳をベースに予測できない。</p> <p>工程管理は、実質的に学校へ委任されていると誤認していた。</p>	<p>私学への入学や3月末の転出入がある。</p> <p>予算執行の原則に対する認識が希薄だった。</p>

不適正事務処理の状況		左の事項の原因	左の理由	左の理由
政策局	委託業務について、完了前に支払った。(2件)	・確実に納品が見込まれる日より後に支払日を設定しなかった。 ・決裁過程で支払日のチェックがされなかった。	担当者から課長まで支払いに関するチェック機能が働かなかった。	支払いの際に確認すべき事項が曖昧だった。
市民・支払い スポーツ文化局	平成23年度から24年度の2か年度にまたがる業務委託契約において、23年度の部分払いに係る業務が納入期限までに完了していないのにもかかわらず、23年度分の支払いを行ったもの。(2件)	ここで支払っておかなければ業務全体が終了したときに、契約額を満額支払うことができなくなってしまうと考えたため。	予算編成の過程で、財政課と協議の上、平成23年度と24年度に支払いを分割し、24年度については債務負担行為に基づく予算しかなく、23年度分を支払う予算がなかったため。 ・23年度予算を24年度に使用するためには、予算繰越の手続きが必要であったが、業務が完了しないことが明らかになつたのが、3月中旬であり、繰越明許の手続には間に合わず、また、事故繰越の条件にも合わないと思い込み、財政当局にも相談をせず、繰越の手続きを行わなかったため。	業務の遅延に対応するにあたり、予算執行の原則に対する認識が希薄だった。
都市局	完了を確認しないまま、完了前に支払った。(68件)	平成23年度内の事業として完成させるため事務処理を優先した。	完了確認者(発注所管課長)が職責を認識していなかった。	所管課長のコンプライアンス意識の欠如、並びに責任意識の希薄さ。
教育委員会	完了を確認しないまま、完了前に支払った。(29件)	平成23年度内の事業として完成させるため事務処理を優先した。	完了検査が形式的な事務処理となっていた。	コンプライアンス意識が欠如していた。
完了検査	完了確認検査を実施していなかった。(68件)	完了確認者(発注所管課長)が職責を認識しておらず、完了検査を実施していなかった。	施設修繕請負契約基準約款など諸規定の理解不足。	所管課長のコンプライアンス意識の欠如、並びに責任意識の希薄さ。
教育委員会	書類による完了検査を行っていたが、現場での完了確認を行わなかった。(29件)	修繕の実施状況は学校現場で実質的な確認がなされていると考えていた。	完了検査が形式的な事務処理となっていた。	実効性のある検査体制の検討を怠っていた。
	完了確認で写真の添付がないまま書類審査を実施した。(26件)	修繕の完了は実施場所である学校により確認されているものと判断していた。	完了検査が形式的な事務処理となっていた。	実効性のある検査体制の検討を怠っていた。
契約事務	予定価格書を作成せずに、見積り合わせが執行されていた。(179件) 入札・見積結果表が作成されていなかった。(164件) 本来、2者以上の見積の数が不足していた。(41件) 執行伺いがなかった(業者選定の承認手続きがなかった)。(164件) 同じ金額997,500円の契約が多く発生していた。(81件) 決裁文書に公印の使用承認印が押印されていなかった。 契約書又は請書のないものがあった。(4件)	市契約規則等の規定を充分理解していなかった。 仕事の集中を理由に、短期間で業務を発注しようとしたため。 職員であれば、誰でもが使用できる状態にあった。	平成22年度までの修繕に関する事務手続きを踏襲したため。 所管課長が業者選定できる100万円未満の小規模の修繕とすることで、発注までの期間を短縮した。 業務効率を優先させていた。	平成23年度から施行されている事務取扱要綱の改正の周知が徹底徹底されていなかった。
緑区役所	予定価格書を作成せずに見積り合わせを執行した。(1件) 入札・見積結果表を作成しなかった。(1件)	仕事の集中を理由に、書類の管理が不十分であった。 入札が2回不調となり、特命随意契約を締結することとなつたため、不要と思った。	書類のチェックが行われていなかった。 入札不調の際の予定価格が有効と考えてしまった。	職場全体のコンプライアンス意識の欠如、並びに最終的に予算が執行されれば許された職場の風土。
教育委員会	執行伺の後の部長承認がない。(3件) 請書の受領を怠っていた。(11件)	1者特命随意契約であったため、入札・見積結果表を作成する必要はないと考えてしまつた。 起案文書への必要項目の記載が欠落していた。 書類の管理が不十分であった。	入札見積結果表を単純に比較表と捉えてしまつた。 決裁過程での確認が不十分であった。 書類のチェックが行われていなかった。	請書がなくても請負代金の支払いが可能であった。 ・契約規則等の規定を十分に理解していなかった。 ・組織としてのチェック体制が機能していなかった。 ・契約規則等の規定を十分に理解していなかった。 ・組織としてのチェック体制が機能していなかった。
	不適正事務処理の状況	左の事項の原因	左の理由	左の理由
監督業務	指示・承諾・協議に必要となる監督員を配置しなかった。(185件)	職員が契約規則等の規定を十分理解していなかった。	平成23年度から施行されている事務取扱要綱改正の周知が徹底されていなかった。	修繕業務が実施され、最終的に予算が執行されれば許された職場の風土。
教育委員会	監督員を配置しないまま契約変更を行っていた。(2件)	各学校担当者が監督員相当として機能するものと考えていた。	23年4月に改正された制度の理解が不足していた。	平成23年度から施行されている事務取扱要綱改正の周知が徹底されていなかった。
情報開示	行政情報開示において、その時点で作成していない文書を作成し、開示した。(2件)	・情報公開制度の意義を理解していなかった。 ・工期延長の修繕記録により、変更契約すべきであつたと考えた。	・組織としてのコンプライアンス意識の欠如。 ・開示文書のチェック不足など情報公開制度に対する理解不足。	職場全体のコンプライアンス意識の欠如、並びに最終的に予算が執行されれば許された職場の風土。